

議案第 49 号

国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 6 年 9 月 4 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

行政手続における特定の番号を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

## 国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険条例（昭和58年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(過料) 第27条 本町は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、又は <u>虚偽</u> の届出をした場合_____ _____においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。	(過料) 第27条 本町は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽</u> の届出をした場合又は同条第3項若しくは <u>第4項</u> の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。